

食品検査を依頼する方へ

1 受付はこちら

日 時 : 毎週火曜日 9時～11時 ※
場 所 : 香川県中讃保健福祉事務所 1階 生活福祉総務課
手数料 : 下記3を参照
表に記載の検査項目以外の検査については、あらかじめ
ご相談ください。

※ 検査には連続した数日を要しますので、年末年始やゴールデンウィークの前などには
受付をしない場合があります。

2 事務手続き

- 検体搬入（必要に応じて、クーラーボックスにて搬入）
- 依頼書に希望する検査項目を記入・料金の支払い
- 成績書受取り（おおむね10日程度で郵送）

3 検査手数料（項目例）

検査項目	一般細菌数	大腸菌群 (定性)	大腸菌(E.coli) (定性)	黄色ブドウ 球菌	セレウス菌	腸炎ビブリオ
金額(円)	2,050	2,230	2,380	4,360	4,360	4,360
豆腐類 生菓子 たまご豆腐 そうざい 調理パン めん類(ゆでめん)	○	○		○		
めん類(生めん)	○		○	○		
調理ご飯類	○	○		○	○	
魚肉ねり製品	○			○		
浅漬			○			○

※令和6年4月1日から手数料変更

4 お問い合わせ

香川県中讃保健福祉事務所
(中讃保健所) ★試験検査室★
丸亀市土器町東八丁目 526 番地
Tel 0877-24-9965(直通)

食品の成分規格に関する指導基準

香川県では、食品衛生法において、細菌等に関する成分規格の定められていない食品について、食品の成分規格に関する指導基準を設け、食品衛生の向上及び食中毒の防止を図っています。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）が令和 3 年 6 月 1 日に完全施行され、営業規制の見直しやHACCPに沿った衛生管理が制度化されたこと等を踏まえ、食品の成分規格に関する指導基準が以下のとおり改正されています。

【改正後の基準（令和 5 年 4 月 1 日から適用）】

品目は高松市を除く県内で製造されたものに限り、指導基準は次のとおりとする。

なお、特に必要があると判断される場合は、保健所と検査機関の協議の上、サルモネラ属菌の検査を追加できる。検査を実施する場合における指導基準は、「陰性」とする。

品 目	細菌数(1g 当り)	大腸菌群	E. coli	黄色ブドウ球菌	セレウス菌	腸炎ビブリオ
豆腐類	包装豆腐	1,000 以下	陰性		陰性	
	その他の豆腐	100,000 以下	陰性		陰性	
	豆腐加工品	50,000 以下	陰性		陰性	
生菓子	和生菓子	100,000 以下	陰性		陰性	
	洋生菓子					
	その他の生菓子					
たまご豆腐	包装たまご豆腐	1,000 以下	陰性		陰性	
	その他のたまご豆腐	100,000 以下	陰性		陰性	
そうざい	加熱そうざい	10,000 以下	陰性		陰性	
	未加熱そうざい	100,000 以下	陰性		陰性	
調理パン		100,000 以下	陰性		陰性	
めん類	包装ゆでめん	1,000 以下	陰性		陰性	
	その他のゆでめん	100,000 以下	陰性		陰性	
	生めん	3,000,000 以下		陰性	陰性	
調理ご飯類	おにぎり類	500,000 以下※	陰性		陰性	陰性
	すし類					
	混ぜご飯類					
	その他の調理ご飯類					
魚肉ねり製品		10,000 以下			陰性	
浅漬				陰性		陰性

※ 10 万以下がより望ましいこと。

○ 連絡先

保健所名	電話番号	管轄地域
香川県中讃保健所 衛生課	0877-24-9964	丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町・綾川町・多度津町・琴平町・まんのう町
香川県西讃保健所 衛生課	0875-25-4383	観音寺市・三豊市
香川県東讃保健所 衛生課	0879-29-8271	さぬき市・東かがわ市・香川町・三木町
香川県小豆保健所 衛生課	0879-62-1374	土庄町・小豆島町
香川県健康福祉部生活衛生課	087-832-3180	—